

燕市こども計画 代用計画について

1. 策定の目的・必要性

令和 8 年度から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）の本格実施に伴い、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、乳児支援給付の創設が行われる予定です。それに合わせて、こども家庭庁の基本指針の改正が実施され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなります。これに伴い、国から市町村子ども・子育て支援事業計画（燕市こども計画）において、新たに基本的記載事項（必須記載事項）として位置付けるべき項目が以下の通り示されました。

- (1) 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- (2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

これらの改正に対応するため、代用措置として市町村が策定する計画（代用計画）にて対応します。

2. 計画概要

別紙（（別添 1）代用計画参考様式）のとおり、県へ協議いたします。

3. 今後の対応

代用計画は、あくまで暫定的な措置であるため、令和 9 年度に予定されている第三期子ども・子育て支援事業計画（燕市こども計画）の中間見直しの際に、その内容を反映する形で正式な計画に盛り込む予定です。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

燕市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 保育園・こども園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

こちらは、国から示された参考様式です。
また、記載事項は国から示された記載例を基に作成いたしました。

- （国記載例）
- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
 - 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を